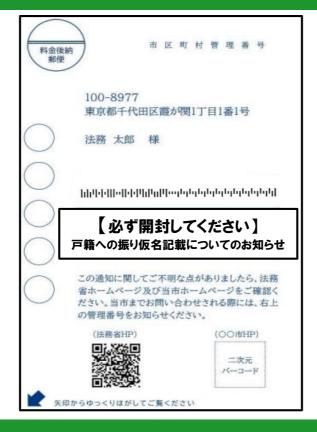
令和7年7月22日

戸籍に記載される 振り仮名の通知書を発送します







令和7年6月20日

振り仮名法制化

令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (マイナンバー法)等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)成立 (令和5年6月9日公布、令和7年5月26日施行)

- これまで戸籍には、氏名の振り仮名は記載事項とされておらず、戸籍上公証されていなかったが、戸籍の記載事項に氏名に加えて新たにその振り仮名が追加
- 併せて住民基本台帳法の一部改正に伴い住民票にも振り仮名が記載事項となる

官民問わず様々なサービスにおいて 氏名の振り仮名を本人確認事項として利用することが可能に

振り仮名通知書の発送

令和7年 7月22日

令和7年5月26日を基準日とし、同日0時時点において、津市に本籍地がある方へ「戸籍に記載される振り仮名の通知書」を発送

通知書に記載の 振り仮名(氏・名)を確認

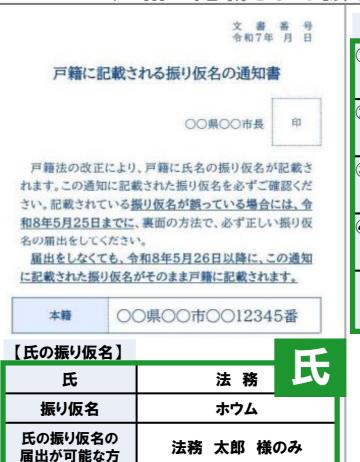


誤っている場合は 届出が必要

正しい場合は届出不要

令和8年5月26日以降順次、通知書に記載された振り仮名が戸籍・住民票に記載

戸籍に記載される振り仮名の通知書



【名の振り仮名】		夕				
1	名	太郎				
	振り仮名	タロウ				
2	名 京子					
	振り仮名	キョウコ				
3	名	Œ				
	振り仮名	タダシ				
4	名	ゆり				
	振り仮名	ュリ				
	名の振り仮名の 届出が可能な方	①~④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者から の届出も可能です。)				

※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。

右のコードは目の不自由な方のため の音声コードです。読み取りには専用 のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ/Uni-Voice Blindアプリ」)

音声コード

届出受付期限



令和8年5月25日まで

届出方法と審査

■届出方法



マイナポータル

受付窓口

本庁舎市民課・久居総合支所市民課 各総合支所市民福祉課・各出張所 (アストプラザオフィスを除く)

※住所地等、津市以外の 市区町<u>村窓口でも可能</u>



郵送

※ ホームページで届書をダウンロード。郵送料等は自己負担



■審査

一般の読み方であるかの審査

- 1、2を除き広く認める
 - ① 社会を混乱させるもの
 - ・「太郎」を「マイケル」
 - ・「高」を「ヒクシ」 など
 - ② 社会通念上相当とはいえないもの (差別的・卑わい、反社会的)

一般の読み方と判断できない場合は 旅券・預金通帳など現に使用している 読み方が通用していることを証する 書面の提出が合わせて必要

本庁舎市民課の届出受付場所

本庁舎市民課では、振り仮名の届出が迅速・円滑に行えるよう来庁者の用途に応じ、専用の2つの窓口と案内デスクを設置

1

振り仮名届出特設会場 本庁舎地下1階

振り仮名の届出窓口

2

振り仮名記載の証明書申請窓口 本庁舎1階市民課内 振り仮名が記載された証明書の申請窓口

3

振り仮名案内デスク本庁舎1階市民課前ロビー

ロビーで届出に来られた方 を案内

設置期間



7月22日(火)~9月30日(火)<予定>

振り仮名届出特設会場

1 振り仮名届出特設会場の特徴

- 届出の受付に特化した窓口
- スムーズな届出が可能

振り仮名届出特設会場でできること

- ◆ 記載済届書の提出
- ◆ 振り仮名の届書の記載方法等 の問い合わせ など



振り仮名記載の証明書申請窓口

2 振り仮名記載の証明書申請窓口の特徴

● 本庁舎市民課内に専用窓口を2窓設置

振り仮名記載の証明書申請窓口でできること

◆ 証明書の交付申請

振り仮名の届出と同時に、証明書の 交付申請ができます

住民票等	即日交付可能
戸籍証明書	届出日の3営業日後から 交付可能



届出に関するQ&A

D

通知書に記載の振り仮名が正しい場合でも届出できるのか

振り仮名が正しい場合でも届出可能です。この場合、令和8年5月25日までに届出をすることで、 直ちに、証明書に振り仮名が記載されます。

2

届出をすることができるのは誰か

氏名のうち、氏(うじ)の振り仮名は原則として戸籍の筆頭者が届出をすることになります。(筆頭者が除籍の場合は、第2順位が配偶者、第3順位が子になります。)名(な)の振り仮名は各人が届け出ますが、未成年者(18歳未満の子ども)については、親権者が届出可能です。

3

届出に当たり注意することは

他の行政手続等(旅券、年金受給口座等)において既に使用している氏名の振り仮名と、戸籍上の氏名の振り仮名に食い違いがあると、不都合が生じる可能性があります。既に使用している氏名の振り仮名の確認をしておいてください。

4

令和8年5月25日までに届出をしなかった場合はどうなるのか

令和8年5月26日以降に、市区町村長が通知した氏名の振り仮名を戸籍に記載します。 なお、この方法で振り仮名が記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに氏名の振り仮名の変更の届出をすることができます。

5

一度届出した後も、期間内であれば改めて変更できるのか

届出を一度でも行った場合、その後の振り仮名の変更は、期間内であっても家庭裁判所の許可を 得る必要があります。

問い合わせ

振り仮名の通知が届いたら 必ず確認してね!



市民部市民課 住民窓口担当 本庁舎1階 〒514-8611 津市西丸之内23番1号 電話番号 059-229-3144

振り仮名専用コールセンター

059 - 229 - 3127

開設期間 7月22日(火)~10月31日(金)

(土・日曜日、祝・休日を除く)

受付時間 8時30分~17時15分



"詐欺"にご注意ください

振り仮名の届出に手数料はかかりません。ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や法務省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください

物価高騰対策支援給付金給付事業

令和7年7月31日(木)締切! 「確認書」と「申請書」の提出はお早めに

こども加算は令和7年7月18日(金)までに生まれた新生児が対象



令和7年6月20日

給付金の概要

給付額

1世帯当たり一律 3万円 児童1人当たり一律 2万円

住民税非課税世帯

基準日(令和6年12月13日)において津市に住民登録があり、同一の世帯に属する者全員が、 令和6年度において、住民税が非課税となった世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯や既に他の市区町村で同様の令和6年度住民税非課税世帯に対する給付金(3万円)を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は対象外

こども加算

上記世帯と生計を同一にしている18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)

※基準日の翌日から令和7年7月18日までに生まれた新生児及び別世帯であっても同一生計の児童も対象

支給状況(令和7年5月30日時点)

今回の給付金は次の3つの方法で支給しています

「支給通知書」による支給

手続き不要

令和5年度又は6年度に 受給した給付金の振込口 座の名義人が現在の世帯 主と一致している世帯

令和7年2月13日に 「支給通知書」を発送

23,617件

令和7年2月28日に 振込口座に支給済

23, 468件

「確認書」による支給

確認書の返送

令和5年度又は6年度に受給した給付金の 振込口座の名義人が現在の世帯主以外など、 確認する事項がある世帯

令和7年2月28日に「確認書」を発送

6, 178件

令和7年4月25日に

未提出世帯へ「勧奨通知」を発送

2.191件

「確認書」を受理後

1週間~10日程度で指定口座へ振込

4, 155件

「申請書」 による申請受付

申請書の提出

令和6年度住民税の課税状況が津 市で把握できないなど、申請が必要 な世帯

対象となる世帯で、令和6年12月 14日から令和7年7月18日までに 生まれた新生児に係るこども加算

> 「申請書」を受理後 1週間~10日程度で 指定口座へ振込

> > 407件

支給済件数 28,030件

「確認書」と「申請書」の提出期限

「確認書」未提出の世帯の中には

- ・支給要件に該当しない世帯
- ・辞退のため提出されない世帯
- ・施設へ入所、病院へ入院されている単身世帯 ※このような事情がある方は、ご連絡ください そういった方をご存じの方は、ご協力ください
- ・今後「確認書」の提出を行う予定の世帯
- ・提出をお忘れの世帯

などがみえると考えられます

「申請書」の提出が必要な世帯

- ・令和6年1月2日以降の転入者で前住所地の課税情報が津市で把握できない世帯
- ・基準日以前の離婚により本人が属する世帯 が住民税非課税となる世帯
- ・配偶者等その他親族からの暴力(DV)等により避難しており津市に住所がない世帯
- ・対象となる世帯で、令和6年12月14日から 令和7年7月18日までに生まれた新生児に 係るこども加算 など

提出締切日は 7月31日(木)です ※当日消印有効お早めに提出ください!!

引き続き、広報つ!(令和7年7月号)や市ホームページで周知

こども加算(新生児対象)

こども加算は、給付金の対象世帯で、令和6年12月14日(土)から令和7年7月18日(金)までに生まれた新生児が対象

新生児については「申請書」の提出が必要です

※既に「支給通知書」による支給済の世帯や「確認書」又は「申請書」を提出している世帯であっても、改めて「申請書」を提出してください

「申請書」は本庁舎1階の福祉政策課(12番窓口) 又は総合支所市民福祉課(福祉課)窓口へご提出 ください。

- ※ 福祉政策課へ郵送も可能
- ※「申請書」は上記窓口に設置しているほか 市ホームページからもダウンロード可能

こども加算(新生児対象) の提出締切日も

7月31日(木)です

※当日消印有効

問い合わせ



健康福祉部 福祉政策課本庁舎1階 12番窓口

〒514-8611 津市西丸之内23番1号 電話番号 059-229-3150



"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください

令和7年6月28日 敬和地区より

令和7年度地域懇談会をスタート!





令和7年6月20日

地域懇談会の概要

- ▼平成27年10月 地域懇談会開始
- ▼ 令和2年2月 新型コロナウイルスの影響により第8期目の途中で休止
- ▼ 令和4年7月 第8期目の途中から再開し、現在、第11期の途中
- 令和6年度末時点で合計365回開催

開催地区

津地域 安濃地域 22地区 1地区 久居地域 7地区 香良洲地域 1地区 河芸地域 1地区 一志地域 1地区 1地区 芸濃地域 白山地域 1地区 美里地域 1地区 美杉地域 1地区 市内37地区

参加者

- 自治会、民生・児童委員、地区社会福祉協議会、PTA等のほか、地域の実情に 応じて様々な分野で活動されている団体 の方をはじめ、地域にお住まいの方
- 地域外にお住まいの方も参加可能(傍聴 のみ)

コンセプト

- ① 内容に制限をつけずに、地域から広く意見、要望を伺う
- ② 事前聞き取りを行わない
- ③ いただいた課題・要望を曖昧にしない

令和6年度までの実績

		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
	期間	H27.10.1 ~ H28.3.27	H28.4.14 ~ H28.9.25	H28.9.29 ~ H29.3.26	H29.4.12 ~ H29.10.5	H29.10.18 ~ H30.3.18	H30.4.19 ~ H30.12.10	H30.12.18 ~ R1.11.1	R1.11.7~ R2.2.19 R4.7.3~ R4.11.6	R4.10.23 ~ R5.11.26	R5.10.29 ~ R6.12.8	R6.10.18 ~	合計
開	催地区数 (地区)	37	36	35	33	33	35	35	36	36	35	14	365
参	地域で活動 する団体の 代表者	281	273	257	245	224	254	253	249	243	244	94	2,617
加者数人	会場参加者 (発言者)	948 (102)	642 (126)	596 (108)	590 (90)	555 (113)	602 (119)	576 (124)	605 (143)	437 (156)	453 (154)	198 (63)	6,202 (1,298)
	合計	1,229	915	853	835	779	856	829	854	680	697	292	8,819
親	規課題数 (のべ)	1,039	357 (1,396)	457 (1,853)	384 (2,237)	400 (2,637)	457 (3,094)	349 (3,443)	535 (3,978)	529 (4,507)	485 (4,992)	168 (5,160)	5,160

開催成果



合意

304件



- 76	ロコテー
HALA	

1位	都市空間 (道路、河川、公園など)	1,063件
2位	高齢・障がい福祉 (サロン、民生委員など)	662件
3位	教育 (通学路、エアコン・トイレなど)	640件
4位	防災 (避難所、地域の避難体制づくりなど)	528件
5位	対話・連携 (地域活性化、自治会関係など)	397件

解決・ 一息 した課題数
735件
518件
468 件
412件

継続課題数 328件 144件 172件 116件 93件

実現した事例

津市ごみ出しサポート収集事業の対象者拡大

令和6年4月1日 市民の声を受け事業開始

決められた場所 (ごみ一時集積所) に運ぶのが難しい。 誰かに頼るしかない。



【対象者の要件】

要件1

ホームヘルパー利用者

要件2

介護保険法に規定する要介護3から5の認定を受けている人、または身体害者福祉法に規定する肢体不自由1級または2級もしくは視覚障害1級または2級の認定を受けている人

要件3

単身者または対象者のみの世帯

地域懇談会

条件が厳しいのでは。 現在の対象者には当てはまらないが、ごみを出すことが 大変な人がいるので、条件を 見直して欲しい。



その他、市に寄せられた御意見

- 幼いこどもではごみ出しできないのに、 世帯に幼いこどもがいる場合、支援対 象外になるのはおかしい。
- 包括支援センターにもごみ出しができないことの相談があるので、利用対象者の見直しを検討してもらいたい。

令和6年8月1日 対象者の要件を拡大

次の要件を満たす場合も対象とした。

【対象者の要件】

要件1

ゴミ出しが困難な人

要件2

介護保険法に規定する要介 護2の認定を受けている人

要件3

対象者と子どものみの世帯

ホームヘルパー未利用者や 子どもを含む世帯も 対象に!

開催日程

開催回	地区	開催日	開催時間	会場
第366回	敬和地区	6月28日(土)	15:30~17:00	敬和公民館2階会議室
第367回	成美地区	7月 3日(木)	18:30~20:00	ポルタひさい1階 津市久居保健センター
第368回	一志地区	7月10日(木)	18:30~20:00	津市とことめの里一志 健康教育室
第369回	北立誠地区	7月13日(日)	15:30~17:00	旧北立誠幼稚園 遊戯室
第370回	高野尾地区	7月24日(木)	18:30~20:00	津市転作促進技術研修所 1階 研修室
第371回	雲出地区	7月29日(火)	18:30~20:00	津市雲出地区防災コミュニティセンター3階研修室

[※] 事前に参加申込みをお願いします。

^{※ 8}月以降の開催分については、1か月分のスケジュールを前々月の25日頃に公表

[※] 該当する開催地区には、開催日の約1か月前までに回覧

問い合わせ



市民部地域連携課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL 059-229-3110

FAX 059-229-3366